

4 コンプライアンスの実践

中央日本土地建物グループの行動規範

企業として持続的に発展していくためには、高い倫理観を持ち、健全な経営を維持し、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼される企業活動を行うことが大前提となります。中央日本土地建物グループでは、右の5つの「行動規範」を私たちのすべての企業活動において守るべき基本的な行動原則として掲げており、常に心掛けていくべきものとしています。

コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する統括部署（リスク管理・コンプライアンス部）を設置し、コンプライアンスについての基本方針や管理運営体制を規定する「コンプライアンス規程」や「コンプライアンス・マニュアル」などを定めるとともに、コンプライアンスを実現するための年度計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定・実施しているほか、法令・社内規程・行動規範の違反や疑義のある行為に関する内部通報制度を定めています。

また、グループ全社員を対象とした「コンプライアンス情報」を発信し「理解度確認テスト」を実施するなど、教育・研修を通じて、コンプライアンスの徹底を図っています。

「コンプライアンス・プログラム」の実施状況や内部通報の受付状況など、コンプライアンスの状況については、リスク管理・コンプライアンス部の担当役員を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」における審議を経て、経営会議および取締役会に報告しています。

1. 法令やルール等の遵守

私たちは、法令やルールを遵守し、時代とともに変化する社会的規範を常に守ります。また、反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

2. 公正な企業活動の実践

私たちは、優越的な地位を濫用せず、常に物事を合理的に判断し、透明かつ公正で正当な取引を行います。

3. ステークホルダーの皆様に対する取組

私たちは、すべてのステークホルダーの皆さまからの声を真摯かつ謙虚に受け止め、相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。

4. ダイバーシティの推進

私たちは、差別やハラスメントを許さず、行いません。あらゆる人の個性など多様性を理解し、認め合います。

5. 秩序ある良き企業風土の醸成

私たちは、高い倫理観を持って自主的・自律的な行動をするために、絶えず自己研鑽に努め、自由闊達な企業風土を築きます。